



新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業された皆様へ



## 生活福祉資金特例貸付のご案内

### (緊急小口資金・総合支援資金)

～ 一時的に必要な生活費をお貸しします ～

#### 休業された方向け (緊急小口資金)

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※生活保護世帯は対象外
- 貸付限度額 ※本資金の貸付は、10万円単位とする  
原則として、一世帯につき一回10万円。  
ただし、以下の場合、一世帯につき20万円。  
(1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき  
(2) 世帯員に要介護者がいる場合  
(3) 世帯員が4人以上いる場合  
(4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき  
① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子  
② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子  
(5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間経過後2年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要

#### 失業等された方向け(総合支援資金)

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(その他一定の条件あり)  
※生活保護世帯は対象外
  - 貸付限度額  
(1) 2人以上: 月20万円以内  
(2) 単身: 月15万円以内  
貸付期間: 原則3か月以内 (分割交付 1か月ごと)
  - 据置期間 貸付の日から1年以内
  - 償還期限 据置期間経過後10年以内
  - 貸付利子・保証人 無利子・不要
- ※ 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。

#### 貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

## 申込に必要なもの

### ●共通に必要な書類

- ・減収や失業等の状況が確認できるもの（給与明細，通帳，離職票，廃業届 等）
- ・申込者本人名義の預金通帳，キャッシュカード ※ネット銀行除く
- ・印鑑

### ●緊急小口資金

- ・本人確認書類(運転免許証，健康保険証，住民票，障害者手帳等) 等

### ●総合支援資金

住民票（世帯全員分）/印鑑登録証明書(資金交付までの提出で可)/本人確認書類(運転免許証，健康保険証，障害者手帳等)/世帯収入及び支出が確認できる書類/負債及び滞納の総額・残額・返済(納付)状況が確認できる書類 等

※申込にあたり，複数回面談させていただく場合があります。また，必要に応じて追加の書類を求める場合がありますので，ご了承ください。

### ◆ 開始日：3月25日（水）午前9時から受付を開始

### ◆ 相談・申込受付時間：午前9時～午後4時（土曜、日曜、祝日は除く）

※受付終了時間を過ぎてお越しの場合，受付できませんので，ご注意ください。

### ◆相談受付窓口（市区町社会福祉協議会）

具体的な内容や相談は，住所を有する市区町社会福祉協議会にお問合せください。

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
中区	082-249-3114	呉市	0823-25-0266	安芸高田市	0826-47-1131
東区	082-263-8443	竹原市	0846-22-5131	江田島市	0823-40-2501
南区	082-251-0525	三原市	0848-63-0570	府中町	082-285-7278
西区	082-294-0104	尾道市	0848-21-0322	海田町	082-820-0294
安佐南区	082-831-5011	福山市	084-928-1353	熊野町	082-855-2855
安佐北区	082-814-0811	府中市	0847-47-1294	坂町	082-885-2611
安芸区	082-821-2501	三次市	0824-63-8975	安芸太田町	0826-32-2226
佐伯区	082-921-3113	庄原市	0824-72-7120	北広島町	0826-82-2680
広島市	082-264-6404	大竹市	0827-52-2211	大崎上島町	0846-62-1718
※広島市にお住いの方は，各区社会福祉協議会が受付窓口です。		東広島市	082-420-0410	世羅町	0847-22-3162
		廿日市市	0829-20-4080	神石高原町	0847-85-2330

※各会場，駐車台数に限りがありますので，できるだけ公共交通機関でお越しください。

※お問い合わせ等は，各市区町社会福祉協議会にお願いします。

**実施主体：社会福祉法人広島県社会福祉協議会 生活支援課**

**連絡先：〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2**

**TEL：082-254-3413**

